

内国アクティブ運用型E T Fの上場制度の整備に係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	30
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	33
4. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	52

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(12)の2 指標連動型ETF 内国指標連動型ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。</u></p> <p>(13) 指標連動有価証券等組入型ETF 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は締結された特定の者との契約に係る権利を投資信託財産等に組み入れたETFをいう。</p> <p>(14)～(19) (略)</p> <p><u>(19)の2 上場指標連動型ETF 当取引所に上場している指標連動型ETFをいう。</u></p> <p>(20) (略)</p> <p><u>(20)の2 上場内国アクティブ運用型ETF 当取引所に上場している内国アクティブ運用型ETFをいう。</u></p> <p>(21) (略)</p> <p><u>(21)の2 上場内国指標連動型ETF 当取引所に上場している内国指標連動型ETFをいう。</u></p> <p>(22)～(29) (略)</p> <p><u>(29)の2 内国アクティブ運用型ETF 法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るもののうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を一致させるべき特定の指標が存在しない投資信託に係るものをいう。</u></p> <p>(30) 内国ETF <u>内国指標連動型ETF及び内国アクティブ運用型ETFをいう。</u></p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 指標連動有価証券等組入型ETF 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は締結された特定の者との契約に係る権利を投資信託財産等に組み入れることによって、<u>特定の指標に連動することを目的とするETFをいう。</u></p> <p>(14)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(22)～(29) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(30) 内国ETF <u>法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変</u></p>

(30)の2 内国指標連動型ETF 法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るもののうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るものをいう。

(31) (略)

(ETFの新規上場申請)

第1101条 (略)

2 (略)

3 新規上場申請に係るETFの審査は、新規上場申請に係るETFが指標連動型ETFである場合にあっては第1104条の規定、新規上場申請に係るETFが内国アクティブ運用型ETFである場合にあっては第1104条の2の規定によるものとする。

(適格指標の指定)

第1102条の2 当取引所は、新規上場申請に係る指標連動型ETFの上場を承認した場合には、当該指標連動型ETFに係る指標を第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に定める要件を満たす指標として指定する。

2 当取引所は、上場指標連動型ETFに係る指標が新たな指標へ変更される場合であって、上場廃止基準に該当しないときは、当該上場指標連動型ETFに係る変更後の指標を第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に定める要件を満たす指標として指定する。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1103条 (略)

動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るものをいう。

(新設)

(31) (略)

(ETFの新規上場申請)

第1101条 (略)

2 (略)

3 新規上場申請に係るETFの審査は、第1104条の規定によるものとする。

(適格指標の指定)

第1102条の2 当取引所は、新規上場申請に係るETFの上場を承認した場合には、当該ETFに係る指標を第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に定める要件を満たす指標として指定する。

2 当取引所は、上場ETFに係る指標が新たな指標へ変更される場合であって、上場廃止基準に該当しないときは、当該上場ETFに係る変更後の指標を第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に定める要件を満たす指標として指定する。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1103条 (略)

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げるETFの区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 指標連動型ETF
施行規則で定める書類

(2) 内国アクティブ運用型ETF
当取引所所定の「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」その他の施行規則で定める書類

3～6 (略)

(指標連動型ETFの上場審査基準)

第1104条 内国指標連動型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d及びdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、次条第2号、第1107条の3第1項、第1112条第1項第3号及び第1112条の2第3号において同じ。))の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。

(a)～(d) (略)

(e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募(第2条第35号の規定にかかわらず、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。以下この条、次条、第1112条及び第1112条の2において同じ。)により行われる旨

(f)・(g) (略)

(h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合(当該一部解約の請求に対し、追加信託

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、施行規則で定める書類を添付するものとする。

(新設)

(新設)

3～6 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第1107条の2第1項及び第1112条第1項第3号において同じ。))の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。

(a)～(d) (略)

(e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募(第2条第35号の規定にかかわらず、投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。以下この条及び第1112条において同じ。)により行われる旨

(f)・(g) (略)

(h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合(当該一部解約の請求に対し、追加信託

に係る金銭の引渡しをもって応じることができるところを除く。次条第2号bの(f)、第1112条第1項第3号bの(h)及び第1112条の2第3号bの(g)において同じ。)には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨

bの2～dの4 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、基準特定期間(有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書(法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。)、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。))及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面を含む。以下同じ。))並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。))にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。))をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このe及び次条第2号hにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書(法の規定

に係る金銭の引渡しをもって応じることができるところを除く。第1112条第1項第3号bの(h)において同じ。)には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨

bの2～dの4 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、基準特定期間(有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書(法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。))、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。))及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面を含む。以下同じ。))並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。))にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。))をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載(第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書(法の規定に基づき有価証券届出

に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。)又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

f・g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(内国アクティブ運用型ETFの上場審査基準)

第1104条の2 内国アクティブ運用型ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号g並びに第4号及び第5号の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること。

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからjまでに適合していること。

a 新規上場申請銘柄が、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券であること。

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。

(a) 投資信託契約の期間の定めを設けない旨

(b) 計算期間として定める期間が1か月以上であること。

(c) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨

(d) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨

(e) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨

(f) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図

書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。)又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

f・g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(新設)

する旨

(g) 次のイからハまでに掲げる目的によるものを除き、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨

イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生じるおそれをいう。以下この章において同じ。）を減じる目的

ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(h) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられていること。

c 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)及び(b)の内容が記載されていないこと。

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨

(b) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）

d 指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。

e 新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるもの（次の(a)から(c)までに掲げるものを除く。）に対する投資として運用すること。

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等（投資信託及び外国投資信託並びに投資法人

及び外国投資法人の総称をいう。以下この章において同じ。）の受益証券等（受益証券、投資証券及び外国投資証券の総称をいい、これらを受託有価証券とする施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券及び法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。以下この章において同じ。）のうち、当該指標がレバレッジ型・インバース型指標であるもの

(b) bの(g)に掲げる目的以外の目的により、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行っている投資信託等の受益証券等（当該各権利に対する投資目的を問わない投資信託等として施行規則で定めるものに係る受益証券等を除く。）

(c) 投資信託等の受益証券等以外の有価証券であって、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利が組み込まれたもののうち、特定の指標（レバレッジ型・インバース型指標を除く。）に連動すること以外の投資成果を目的として発行されたもの

f 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。

(b) 指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。

(c) 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。

g 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。

h 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

i 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。

i その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものではないこと。

(3) 新規上場申請銘柄について、第1107条の4第1項第2号に規定するポートフォリオ情報が、同項の規定に従い投資者へ継続的に提供される見込みがあること。

(4) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができる状況にあること。

(6) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次のaからcまでに掲げる事項について、書面により確約すること。

a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の2の規定に従い開示を行うこと。

c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の2の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

(変更上場申請)

第1105条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社)が、上場ETFの名称を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETF又は当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人又は管理会社)は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、第1107条若しくは第1107条の2の規定に基づく情報の開示又は第1108条若しくは第1108条の2の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

(テクニカル上場)

第1106条 上場内国ETFが併合(投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限る。以下この条において同じ。)を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該内国ETFが内国指標連動型ETFである場合にあっては第1104条第1項各号に掲げる基準により、当該内国ETFが内国アクティブ運用型ETFである場合にあっては第1104条の2各号に掲げる基準によるものとする。

2 (略)

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示)

第1107条 上場指標連動型ETFに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社)は、当該上場指標連動型ETFに関する情報の適時開示を行わなければならない。

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(変更上場申請)

第1105条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社)が、上場ETFの名称を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETF又は当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人又は管理会社)は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、第1107条の規定に基づく情報の開示又は第1108条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

(テクニカル上場)

第1106条 上場内国ETFが併合(投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限る。以下この条において同じ。)を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は第1104条第1項各号に掲げる基準によるものとする。

2 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第1107条 上場ETFに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社)は、当該上場ETFに関する情報の適時開示を行わなければならない。

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次のaからjまでのいずれかに該当する場合（a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場指標連動型ETFに係る管理会社が、次の(a)から(t)までに掲げる事項（内国指標連動型ETFにあっては(r)から(s)までを除き、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型ETF（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(q)及び(s)を除き、内国商品現物型ETF（管理会社が信託受託者であるものに限る。）にあっては(q)、(r)の3及び(s)を除き、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)の3及び(r)の4を除く。）のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) (略)

(a)の2 上場指標連動型ETFに係る受益権の併合又は分割

(b)・(c) (略)

(c)の2 上場指標連動型ETFの名称の変更

(c)の3 上場指標連動型ETFに係る特定の指標の新たな指標への変更

(d) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型ETFの上場の廃止に係る申請

(e)～(o) (略)

(p) 追加信託、一部解約若しくは交換又は上場指標連動型ETFの買取りを臨時に停止することとしたこと。

(q)～(r)の2 (略)

(1) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次のaからjまでのいずれかに該当する場合（a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る管理会社が、次の(a)から(t)までに掲げる事項（内国ETFにあっては(r)から(s)までを除き、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)及び(r)の2から(r)の4までを除き、内国商品現物型ETF（管理会社が信託受託者であるものを除く。）にあっては(q)及び(s)を除き、内国商品現物型ETF（管理会社が信託受託者であるものに限る。）にあっては(q)、(r)の3及び(s)を除き、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては(i)、(n)、(o)、(q)、(r)の3及び(r)の4を除く。）のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) (略)

(a)の2 上場ETFに係る受益権の併合又は分割

(b)・(c) (略)

(c)の2 上場ETFの名称の変更

(c)の3 上場ETFに係る特定の指標の新たな指標への変更

(d) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するETFの上場の廃止に係る申請

(e)～(o) (略)

(p) 追加信託、一部解約若しくは交換又は上場ETFの買取りを臨時に停止することとしたこと。

(q)～(r)の2 (略)

(r) の3 上場指標連動型 E T Fに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる

こと。
(r) の4 上場指標連動型 E T Fが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となること。

(s) (略)

(t) (a) から前 (s) までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場指標連動型 E T Fに係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (内国指標連動型 E T Fにあつては (g) の2から (g) の4までを除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。) にあつては (g) の2及び (g) の3を除き、外国 E T F、外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては (f)、(g)、(g) の2から (g) の4までを除く。) のいずれかが発生した場合

(a) ~ (g) の4 (略)

(h) (a) から前 (g) の4までに掲げる事実のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場指標連動型 E T Fに係る信託受託者が、次の (a) 又は (b) に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型 E T Fの上場廃止に係る申請

(b) 前 (a) に掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場指標連動型 E T Fに係る信託受託者に、次の (a) 又は (b) に掲げる事実が発生した場合

(r) の3 上場 E T Fに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる

こと。
(r) の4 上場 E T Fが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となること。

(s) (略)

(t) (a) から前 (s) までに掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場 E T Fに係る管理会社に、次の (a) から (h) までに掲げる事実 (内国 E T Fにあつては (g) の2から (g) の4までを除き、内国商品現物型 E T F (管理会社が信託受託者であるものを除く。) にあつては (g) の2及び (g) の3を除き、外国 E T F、外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては (f)、(g)、(g) の2から (g) の4までを除く。) のいずれかが発生した場合

(a) ~ (g) の4 (略)

(h) (a) から前 (g) の4までに掲げる事実のほか、上場 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場 E T Fに係る信託受託者が、次の (a) 又は (b) に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する E T Fの上場廃止に係る申請

(b) 前 (a) に掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場 E T Fに係る信託受託者に、次の (a) 又は (b) に掲げる事実が発生した場合

(a) (略)

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場指標連動型ETF又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

e 上場指標連動型ETFに係る特定期間又は中間特定期間(特定期間が6か月を超える場合における、当該特定期間が開始した日以後の6か月間をいう。)に係るファンドの決算の内容が定まった場合

eの2 (略)

f 上場外国ETF、上場外国ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETF、上場外国商品現物型ETF又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型ETFについて、本邦以外の地域において、上場指標連動型ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

g (略)

h 上場内国指標連動型ETFに係る管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

i 上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

j 上場指標連動型ETFに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合

(2) 上場指標連動型ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからiまでのいずれかに該当する場合(a及びcに掲げる事項にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場指標連動型ETFに係る外国投資法人が次の(a)から(m)まで(上場指標連動型ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、(a)及

(a) (略)

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場ETF又は当該信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

e 上場ETFに係る特定期間又は中間特定期間(特定期間が6か月を超える場合における、当該特定期間が開始した日以後の6か月間をいう。)に係るファンドの決算の内容が定まった場合

eの2 (略)

f 上場外国ETF、上場外国ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETF、上場外国商品現物型ETF又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品現物型ETFについて、本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

g (略)

h 上場内国ETFに係る管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

i 上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

j 上場ETFに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合

(2) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからiまでのいずれかに該当する場合(a及びcに掲げる事項にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る外国投資法人が次の(a)から(m)まで(上場ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、(a)及び(b)を除く。)

び (b) を除く。) に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 上場指標連動型 E T F に係る投資口又は受益権の売出し

(b) 上場指標連動型 E T F に係る投資口又は受益権の併合又は分割

(c) ~ (e) (略)

(e) の 2 上場指標連動型 E T F の名称の変更

(e) の 3 上場指標連動型 E T F に係る特定の指標の新たな指標への変更

(f) ~ (i) (略)

(j) 追加発行又は上場指標連動型 E T F の買取りを臨時に停止することとしたこと。

(k) ・ (1) (略)

(m) (a) から前 (1) までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場指標連動型 E T F に係る外国投資法人に、次の (a) から (e) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (d) (略)

(e) (a) から前 (d) までに掲げる事実のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場指標連動型 E T F に係る管理会社が次の (a) から (i) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型 E T F の上場の廃止に係る申請

(b) ~ (h) (略)

(i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか、上場指標連動型 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 上場 E T F に係る投資口又は受益権の売出し

(b) 上場 E T F に係る投資口又は受益権の併合又は分割

(c) ~ (e) (略)

(e) の 2 上場 E T F の名称の変更

(e) の 3 上場 E T F に係る特定の指標の新たな指標への変更

(f) ~ (i) (略)

(j) 追加発行又は上場 E T F の買取りを臨時に停止することとしたこと

(k) ・ (1) (略)

(m) (a) から前 (1) までに掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場 E T F に係る外国投資法人に、次の (a) から (e) までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a) ~ (d) (略)

(e) (a) から前 (d) までに掲げる事実のほか、上場 E T F 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場 E T F に係る管理会社が次の (a) から (i) までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(a) 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する E T F の上場の廃止に係る申請

(b) ~ (h) (略)

(i) (a) から前 (h) までに掲げる事項のほか、上場 E T F 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場指標連動型ETFに係る管理会社に、次の(a)から(c)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a)・(b) (略)

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、上場指標連動型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

e 上場指標連動型ETFに係る外国投資法人の営業期間又は中間営業期間のファンドの決算の内容が定まった場合

eの2 (略)

f 上場外国ETF又は上場外国ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFについて、本邦以外の地域において、上場指標連動型ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

g (略)

h 上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

i 上場指標連動型ETFに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合

3 第412条の規定は、上場指標連動型ETFに係る情報の開示に係る審査等について準用する。

4～6 (略)

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示)

第1107条の2 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、当該上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の適時開示を行わなければならない。

2 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号及び第2号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社が、次のaからcまでに掲げる事

d 上場ETFに係る管理会社に、次の(a)から(c)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a)・(b) (略)

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、上場ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

e 上場ETFに係る外国投資法人の営業期間又は中間営業期間のファンドの決算の内容が定まった場合

eの2 (略)

f 上場外国ETF又は上場外国ETF信託受益証券に係る受託有価証券である外国ETFについて、本邦以外の地域において、上場ETFの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合

g (略)

h 上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

i 上場ETFに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合

3 第412条の規定は、上場ETFに係る情報の開示に係る審査等について準用する。

4～6 (略)

(新設)

項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 上場内国アクティブ運用型ETFに係る前条第2項第1号aの（a）から（c）の2まで、（d）から（q）まで及び（t）に掲げる事項（この場合において、同号aの（a）の2、（c）の2、（p）及び（t）中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と、同号aの（d）中「指標連動型ETF」とあるのは「内国アクティブ運用型ETF」と、それぞれ読み替える。）

b 上場内国アクティブ運用型ETFの第1107条の4第1項第2号に規定するポートフォリオ情報（以下この条において同じ。）の提供方法の変更

c 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報の投資者への提供の停止

（2） 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社に、前条第2項第1号bの（a）から（g）まで及び（h）に掲げる事実のいずれかが発生した場合（この場合において、同号bの（b）中「第1112条第1項第1号」とあるのは「第1112条の2第1号」と、同号bの（h）中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と、それぞれ読み替える。）

（3） 上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が、前条第2項第1号cに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。この場合において、同号cの（a）中「指標連動型ETF」とあるのは「内国アクティブ運用型ETF」と、同号cの（b）中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と、それぞれ読み替える。）

（4） 上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者に、前条第2項第1号dに掲げる事実が発生した場合（この場合において、同号dの（a）中「第1112条第1項第2号」とあるのは「第1112条の2第2号」と、同号dの（b）中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と、それぞれ読み替える。）

（5） 上場内国アクティブ運用型ETFに係る特定期間又は中間特定期間（特定期間が6

か月を超える場合における、当該特定期間が開始した日以後の6か月間をいう。)に係るファンドの決算の内容が定まった場合

(6) 上場内国アクティブ運用型ETFが上場指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、前条第2項第1号eの2に掲げる事実が発生したとき

(7) 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合(投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。)

(8) 上場内国アクティブ運用型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格の間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

(9) 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合

(10) 上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が10億円未満となった場合

3 第412条の規定は、上場内国アクティブ運用型ETFに係る情報の開示に係る審査等について準用する。

4 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、上場内国アクティブ運用型ETFの上場後、施行規則で定める事項に起因して「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の内容に変更が生じたときは、変更後直ちに変更後の「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」を提出するものとする。

5 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、前項に定める事項以外の事項に起因して「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の内容に変更が生じたときは、変更後から、当該変更が生じた日の属する計算期間の末日(計算期間が6か月未満の場合は、当該変更が生じた日から起算して6か月を経過する日の属する計算期間の末日)の翌日から起算して3か月が経過するまでの間に、変更後の報告書を提出すれば足りるものとする。

6 前2項の場合において、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前条第4項及び第5項の規定は、上場内国アクティブ運用型ETFが上場指標連動有価証券等組入型ETFである場合について準用する。

8 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、第2項から第6項までの規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、第1項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場指標連動型ETFに関する情報の提供)

第1107条の3 上場指標連動型ETFに係る 管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該上場指標連動型ETFに関する次の各号に掲げる情報（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国指標連動型ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、第1号を除く。）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場指標連動型ETFの日々の純資産総額（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。）及び一口あたりの純資産額（当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。以下同じ。）

(3) 上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況

(4) (略)

2・3 (略)

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の提供)

第1107条の4 上場内国アクティブ運用型ETFに係る 管理会社は、当該上場内国アクティブ運用型ETFに関する次の各号に掲げる情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に

(上場ETFに関する情報の提供)

第1107条の2 上場ETFに係る 管理会社

（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該上場ETFに関する次の各号に掲げる情報（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、第1号を除く。）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場ETFの日々の純資産総額（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。）及び一口あたりの純資産額（当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。以下同じ。）

(3) 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況

(4) (略)

2・3 (略)

(新設)

提供するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場内国アクティブ運用型E T Fの

日々の純資産総額及び一口あたりの純資産額

(2) 日々売買立会開始前までに確定したポ

ートフォリオ情報 (E T Fの組入資産の明細

として施行規則で定める事項が記載された情

報をいう。以下この章において同じ。)

(3) 当取引所が定める事項を記載した上場

内国アクティブ運用型E T Fの前月における

運用実績に関する情報

(4) その他当取引所が必要と認める事項

2 前項に規定する者は、前項の規定に基づく情

報提供の方法を記載した書面を提出するものと

し、情報提供の方法を変更する場合には、あら

かじめ変更後の方法を記載した書面を提出する

ものとする。

3 第1項に規定する者は、前項の規定に基づき

提出した書面を当取引所が公衆の縦覧に供する

ことに同意するものとする。

(上場指標連動型E T Fに関する書類の提出等)

第1108条 (略)

2 上場指標連動型E T Fに係る管理会社及び信託

受託者 (外国投資証券に該当する外国E T F及

び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E

T F信託受益証券にあつては、外国投資法人及

び管理会社)は、前項のほか、当取引所が正当

な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出す

るものとし、当該書類のうち当取引所が必要と

認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供

することに同意するものとする。

(上場内国アクティブ運用型E T Fに関する書

類の提出等)

第1108条の2 第1107条の2第1項に規

定する者が当取引所に対して行う書類の提出等

については、施行規則で定めるところによる。

2 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理

会社及び信託受託者は、前項のほか、当取引所

が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく

提出するものとし、当該書類のうち当取引所が

必要と認める書類について当取引所が公衆の縦

覧に供することに同意するものとする。

(書類の提出等)

第1108条 (略)

2 上場E T Fに係る管理会社及び信託受託者

(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該

外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信

託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理

会社)は、前項のほか、当取引所が正当な理由

に基づき請求する書類を遅滞なく提出するもの

とし、当該書類のうち当取引所が必要と認める

書類について当取引所が公衆の縦覧に供するこ

とに同意するものとする。

(新設)

(実効性の確保)

第1111条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第1107条の3及び第1107条の4の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(上場指標連動型ETFの上場廃止基準)

第1112条 上場内国指標連動型ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETFに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場指標連動型ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～c (略)

cの2 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国指標連動型ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合

cの3・d (略)

(2) 上場指標連動型ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、当該上場指標連動型ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。

(2)の2・(2)の3 (略)

(3) 上場指標連動型ETFが、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあつてはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託

(実効性の確保)

第1111条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第1107条の2の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(上場廃止基準)

第1112条 上場内国ETF及び上場内国商品現物型ETFは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETFに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

a～c (略)

cの2 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合

cの3・d (略)

(2) 上場ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、当該上場ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。

(2)の2・(2)の3 (略)

(3) 上場ETFが、次のaからkまで(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国ETFにあつてはbの(c)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当す

の受益証券に該当する上場内国指標連動型ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合

a 上場指標連動型ETFが、次の(a)又は(b)に該当する場合((a)に規定する受益証券から(b)に規定する受益証券に変更される場合又は(b)に規定する受益証券から(a)に規定する受益証券に変更される場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、施行規則で定める事項を勘案し、当取引所が認めるときを除く。)

(a)・(b) (略)

b 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合(重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づき指標連動型ETFの買取りが行われ、かつ、当該指標連動型ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

(d)～(i) (略)

bの2 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合(重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者の請求に基づき指標連動型ETFの買取りが行われ、かつ、当該指標連動型ETFについて信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

(c)の2～(e) (略)

bの3 上場指標連動型ETFに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合(管理会社が信託受託者である場合を除く。)

る上場内国ETFにあってはbの(h)、bの2からbの5まで及びiの2を除き、上場内国商品現物型ETFにあってはa、b及びbの6を除く。)のいずれかに該当する場合

a 上場ETFが、次の(a)又は(b)に該当する場合((a)に規定する受益証券から(b)に規定する受益証券に変更される場合又は(b)に規定する受益証券から(a)に規定する受益証券に変更される場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、施行規則で定める事項を勘案し、当取引所が認めるときを除く。)

(a)・(b) (略)

b 次の(a)から(i)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合(重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取りが行われ、かつ、当該ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

(d)～(i) (略)

bの2 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合(重要な信託の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取りが行われ、かつ、当該ETFについて信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

(c)の2～(e) (略)

bの3 上場ETFに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合(管理会社が信託受託者である場合を除く。)

bの4 上場指標連動型ETFが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となる場合

bの5 (略)

bの6 当該上場指標連動型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 当該上場指標連動型ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間(以下この(a)において「猶予期間」という。)に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

(b) (略)

c・d (略)

e 上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき

f 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場指標連動型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

g 次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 上場指標連動型ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

bの4 上場ETFが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となる場合

bの5 (略)

bの6 当該上場ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 当該上場ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間(以下この(a)において「猶予期間」という。)に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。

(b) (略)

c・d (略)

e 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき

f 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

g 次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 上場ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

- (b) 上場指標連動型 E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場指標連動型 E T Fに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
- h 上場指標連動型 E T Fに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1103条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- i 上場指標連動型 E T Fに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合
- i の 2 上場指標連動型 E T Fに係る信託が分割されることとなる場合
- i の 3 上場指標連動型 E T Fに係る特定の指標がなくなった場合
- i の 4 上場指標連動型 E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更される場合その他これに類する場合であって、変更後の指標が第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に適合しないと当取引所が認めるとき又は当該指標の変更が上場指標連動型 E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき
- j 当該上場指標連動型 E T Fが指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- k a から前 j までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場指標連動型 E T Fの上場廃止を適当と認めた場合
- (b) 上場 E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場 E T Fに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
- h 上場 E T Fに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1103条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- i 上場 E T Fに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合
- i の 2 上場 E T Fに係る信託が分割されることとなる場合
- i の 3 上場 E T Fに係る特定の指標がなくなった場合
- i の 4 上場 E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更される場合その他これに類する場合であって、変更後の指標が第1104条第1項第2号d（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。）に適合しないと当取引所が認めるとき又は当該指標の変更が上場 E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき
- j 当該上場 E T Fが指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- k a から前 j までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場 E T Fの上場廃止を適当と認めた場合

2 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものを除く。）、上場外国ETF信託受益証券（外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。）、上場外国商品現物型ETF及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場指標連動型ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第2項第1号、第3項第1号、第5項第1号又は第6項の規定において適用する同条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

(2) 上場指標連動型ETFに係る信託受託者が前項第2号に該当する場合

(3) 上場指標連動型ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a 前項第3号eからiの4までのいずれかに該当する場合。この場合において、前項第3号i、iの3及びiの4中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場指標連動型ETF（上場外国ETF信託受益証券又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETF）」と、前項第3号iの2中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場指標連動型ETF（上場外国ETF信託受益証券又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFを含む。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

b (略)

c 当該上場指標連動型ETFが指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

d 当該上場指標連動型ETF（上場外国ETF及び上場外国商品現物型ETFにあつては当該銘柄を受託有価証券とする外国E

2 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものを除く。）、上場外国ETF信託受益証券（外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。）、上場外国商品現物型ETF及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第2項第1号、第3項第1号、第5項第1号又は第6項の規定において適用する同条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。

(2) 上場ETFに係る信託受託者が前項第2号に該当する場合

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

a 前項第3号eからiの4までのいずれかに該当する場合。この場合において、前項第3号i、iの3及びiの4中「上場ETF」とあるのは「上場ETF（上場外国ETF信託受益証券又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETF）」と、前項第3号iの2中「上場ETF」とあるのは「上場ETF（上場外国ETF信託受益証券又は上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFを含む。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

b (略)

c 当該上場ETFが指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

d 当該上場ETF（上場外国ETF及び上場外国商品現物型ETFにあつては当該銘柄を受託有価証券とする外国ETF信託受

TF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券を含み、上場外国ETF信託受益証券及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては受託有価証券である外国ETF及び外国商品現物型ETFを含む。以下このdにおいて同じ。)が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場指標連動型ETFの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場指標連動型ETFの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場指標連動型ETFの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

e・f (略)

3 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものに限る。)及び上場外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型ETFに係る外国投資法人が投資信託法第222条に規定する解散事由に該当する場合

(2) 上場指標連動型ETFに係る外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準じる状態になった場合

(3) 上場指標連動型ETFに係るファンドが規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合

(4) 上場指標連動型ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場指標連動型ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。

(5) 上場指標連動型ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券を含み、上場外国ETF信託受益証券及び上場外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては受託有価証券である外国ETF及び外国商品現物型ETFを含む。以下このdにおいて同じ。)が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場ETFの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場ETFの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場ETFの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

e・f (略)

3 上場外国ETF(外国投資証券に該当するものに限る。)及び上場外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものに限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETFに係る外国投資法人が投資信託法第222条に規定する解散事由に該当する場合

(2) 上場ETFに係る外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準じる状態になった場合

(3) 上場ETFに係るファンドが規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合

(4) 上場ETFに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。

(5) 上場ETFの銘柄が、次のaからfまでのいずれかに該当する場合

- a (略)
- b 上場指標連動型 E T F に係る外国投資法人において、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合
 - (a) ~ (c) (略)
- b の 2 (略)
- c 当該上場指標連動型 E T F が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- d 当該上場指標連動型 E T F (上場外国 E T F にあつては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を含み、上場外国 E T F 信託受益証券にあつては受託有価証券である外国 E T F を含む。以下この d において同じ。) が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場指標連動型 E T F の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場指標連動型 E T F の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場指標連動型 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- e ・ f (略)

4 (略)

(上場内国アクティブ運用型 E T F の上場廃止基準)

第 1 1 1 2 条の 2 上場内国アクティブ運用型 E T F は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場内国アクティブ運用型 E T F に係る管理会社が次の a から f までのいずれかに該当する場合

- a 法第 5 0 条の 2 第 2 項の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合
- b 法第 5 2 条第 1 項、第 5 2 条の 2 第 1 項又は第 5 4 条の規定により、金融商品取引

- a (略)
- b 上場 E T F に係る外国投資法人において、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合
 - (a) ~ (c) (略)
- b の 2 (略)
- c 当該上場 E T F が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- d 当該上場 E T F (上場外国 E T F にあつては当該銘柄を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を含み、上場外国 E T F 信託受益証券にあつては受託有価証券である外国 E T F を含む。以下この d において同じ。) が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場 E T F の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場 E T F の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場 E T F の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- e ・ f (略)

4 (略)

(新設)

業又は登録金融機関業務の登録を取り消された場合

- c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
- d 商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国アクティブ運用型ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合
- e 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合
- f 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合（管理会社が登録金融機関である場合を除く。）

(2) 上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、当該上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「ETF上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。

(3) 上場内国アクティブ運用型ETFが、次のaからhまでのいずれかに該当する場合

- a 上場内国アクティブ運用型ETFが、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券でなくなる場合
- b 次の(a)から(j)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合
 - (a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めが設けられる場合
 - (b) 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合
 - (c) 計算期間が1か月未満となる場合
 - (d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合
 - (e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合
 - (f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合

- (g) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨の定めがなくなる場合
- (h) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の定め（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。）が設けられる場合
- (i) 次のイからハまでに掲げる目的によるものを除き、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨の定めがなくなる場合
- イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- (j) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限がなくなる場合
- c 当該上場内国アクティブ運用型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあつては、前条第1項第3号bの6に該当する場合（この場合において、同号bの6中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と読み替える。）
- d 前条第1項第3号cに該当する場合
- e 前条第1項第3号dに該当する場合
- f 上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、10億円未満となった場合において、1年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であつて、当取引所がこの基準によることが適当でないとき

は、当取引所がその都度定めるところによるものとする。

g. 前条第1項第3号fからiまで又はj若しくはkのいずれかに該当する場合（この場合において、同号fからiまで並びに同号j及びk中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と読み替える。）

h. 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災地変等、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取引所が認める場合を除く。

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた情報の提供の特例）

第1120条 第1107条の3及び第1107条の4の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、これらの規定に定める情報のうち2022年ウクライナ情勢の影響を勘案してその提供を求めることが適当でないと当取引所が認めるものについて、当該情報の提供を要しないものとする。

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた書類の提出等の特例）

第1121条 第1108条及び第1108条の2の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、これらの規定に基づく書類のうち2022年ウクライナ情勢の影響を勘案してその提出を求めることが適当でないと当取引所が認めるものについて、当該書類の提出を要しないものとする。

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた上場廃止基準の特例）

第1122条 上場ETFについて、第1112条及び第1112条の2に定める基準のうち2

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた情報の提供の特例）

第1120条 第1107条の2の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、同条に定める情報のうち2022年ウクライナ情勢の影響を勘案してその提供を求めることが適当でないと当取引所が認めるものについて、当該情報の提供を要しないものとする。

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた書類の提出等の特例）

第1121条 第1108条の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあつては、外国投資法人及び管理会社）は、同条の規定に基づく書類のうち2022年ウクライナ情勢の影響を勘案してその提出を求めることが適当でないと当取引所が認めるものについて、当該書類の提出を要しないものとする。

（2022年ウクライナ情勢の影響を踏まえた上場廃止基準の特例）

第1122条 上場ETFについて、第1112条に定める基準のうち2022年ウクライナ情

022年ウクライナ情勢の影響を勘案してその基準によることが適当でないと当取引所が認めたものについては、当該基準を適用しない。

付 則

この改正規定は、令和5年6月30日から施行する。

勢の影響を勘案してその基準によることが適当でないと当取引所が認めたものについては、当該基準を適用しない。

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託受益証券(第4号に規定する<u>有価証券等投資信託受益証券</u>を除く。)</p> <p>a～c (略)</p> <p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) <u>有価証券等投資信託受益証券(法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利、商品又は商品投資等取引(投資信託法施行令第3条第10号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。))に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るものをいう。以下同じ。)</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券(内国法人の発行するETNを信託財産とするものに限る。)及び内国商品信託受益証券</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託受益証券(第4号に規定する<u>指標連動型投資信託受益証券</u>を除く。)</p> <p>a～c (略)</p> <p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) <u>指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券(内国法人の発行するETNを信託財産とするものに限る。)及び内国商品信託受益証券</p> <p>a・b (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 投資信託受益証券(<u>有価証券等投資信託受益証券に限る。以下この号から第8号まで及び次条第9号において同じ。</u>)に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標(<u>当該投資信託受益証券が指標非連動型投資信託受益証券(投資信託受益証券のうち、投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を一致させるべき特定の指標が存在しないものをいう。以下同じ。)</u>)である場合において、当該指標非連動型投資信託受益証券の投</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 投資信託受益証券(<u>投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券の価格に基づき算出される特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係る指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第8号まで及び次条第9号において同じ。</u>)に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け(次条において「投資信託受益証券に係る</p>

資信託財産の一口当たりの純資産額。以下同じ。)との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け(次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 投資信託受益証券の売付けを行うとともに、当該売付価額の範囲内で指標連動有価証券(その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下同じ。)(当該投資信託受益証券が指標非連動型投資信託受益証券である場合にあっては、保有有価証券(その構成割合が当該投資信託受益証券の投資信託財産を構成する有価証券の構成割合に近似するように選定した有価証券をいう。)をいう。以下同じ。)の買付け(当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。以下次号までにおいて同じ。)を行う取引

b (略)

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する場合における、指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引(指標の算出方法若しくは指標の構成銘柄(当該投資信託受益証券が指標非連動型投資信託受益証券である場合にあっては、当該指標非連動型投資信託受益証券の投資信託財産の構成銘柄をいう。以下同じ。))の変更が行われた場合又は指標の構成銘柄について当該指標の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、指標連動有価証券の価額の合計額の変動が当該指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。)

(7)～(14) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下この条において「外国株券等」という。)について、幹事金融商品取引業者等(幹事である金融商品取引業者をいい、有価証券等投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券にあっては、指定参加者(募集の取扱いを行う者をいう。))をいい、外

価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 投資信託受益証券の売付けを行うとともに、当該売付価額の範囲内で指標連動有価証券(その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下同じ。)の買付け(当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。以下次号までにおいて同じ。)を行う取引

b (略)

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する場合における、指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引(指標の算出方法若しくは指標の構成銘柄の変更が行われた場合又は指標の構成銘柄について当該指標の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、指標連動有価証券の価額の合計額の変動が当該指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。)

(7)～(14) (略)

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下この条において「外国株券等」という。)について、幹事金融商品取引業者等(幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券にあっては、指定参加者(募集の取扱いを行う者をいう。))をいい、外

国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券にあつては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

付 則

この改正規定は、令和5年6月30日から施行する。

国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券にあつては、当取引所が定めるところにより当取引所が指定する取引参加者をいう。）である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において「ETF」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、「<u>指標連動型ETF</u>」、「<u>上場ETF</u>」、「<u>上場外国ETF</u>」、「<u>上場外国ETF信託受益証券</u>」、「<u>上場外国商品現物型ETF信託受益証券</u>」、「<u>上場指標連動型ETF</u>」、「<u>上場内国アクティブ運用型ETF</u>」、「<u>上場内国指標連動型ETF</u>」、「<u>上場内国商品現物型ETF</u>」、「<u>商品市場</u>」、「<u>信託受託者</u>」、「<u>適格機関投資家</u>」、「<u>投資信託財産等</u>」、「<u>内国アクティブ運用型ETF</u>」、「<u>内国ETF</u>」、「<u>内国指標連動型ETF</u>」及び「<u>内国商品現物型ETF</u>」とは、それぞれ規程第1001条に規定するETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF信託受益証券、外国商品市場、カウンター・パーティー、管理会社、組入債権、組入有価証券、指定参加者、<u>指標連動型ETF</u>、<u>上場ETF</u>、<u>上場外国ETF</u>、<u>上場外国ETF信託受益証券</u>、<u>上場外国商品現物型ETF信託受益証券</u>、<u>上場指標連動型ETF</u>、<u>上場内国アクティブ運用型ETF</u>、<u>上場内国指標連動型ETF</u>、<u>上場内国商品現物型ETF</u>、<u>商品市場</u>、<u>信託受託者</u>、<u>適格機関投資家</u>、<u>投資信託財産等</u>、<u>内国アクティブ運用型ETF</u>、<u>内国ETF</u>、<u>内国指標連動型ETF</u>及び内国商品現物型ETFをいう。</p> <p>2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>投資信託等 規程第1104条の2第2号eの(a)に規定する投資信託等をいう。</u></p> <p>(5) <u>受益証券等 規程第1104条の2第2号eの(a)に規定する受益証券等をいう。</u></p> <p>(6) <u>ポートフォリオ情報 規程第1107条の4第1項第2号に規定するポートフォリオ情報をいう。</u></p>	<p>(第5編における定義)</p> <p>第1001条 この編において「ETF」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、「<u>上場ETF</u>」、「<u>上場外国ETF</u>」、「<u>上場外国ETF信託受益証券</u>」、「<u>上場外国商品現物型ETF信託受益証券</u>」、「<u>上場内国商品現物型ETF</u>」、「<u>商品市場</u>」、「<u>信託受託者</u>」、「<u>適格機関投資家</u>」、「<u>投資信託財産等</u>」、「<u>内国ETF</u>」及び「<u>内国商品現物型ETF</u>」とは、それぞれ規程第1001条に規定するETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF信託受益証券、外国商品市場、カウンター・パーティー、管理会社、組入債権、組入有価証券、指定参加者、<u>上場ETF</u>、<u>上場外国ETF</u>、<u>上場外国ETF信託受益証券</u>、<u>上場外国商品現物型ETF信託受益証券</u>、<u>上場内国商品現物型ETF</u>、<u>商品市場</u>、<u>信託受託者</u>、<u>適格機関投資家</u>、<u>投資信託財産等</u>、<u>内国ETF</u>及び内国商品現物型ETFをいう。</p> <p>2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項第1号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類

a～c (略)

d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場ETN信託受益証券又は上場指標連動型ETFに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。

(2) 内国指標連動型ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあつては、新規上場申請銘柄(外国ETF信託受益証券にあつては、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF)の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を記載した書類

(2)の2 (略)

(2)の3 内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、当取引所の市場における当該内国指標連動型ETF及び当該内国商品現物型ETFの円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面

(3) 内国指標連動型ETF、外国ETF(外国投資証券に該当するものを除く。)、外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。)、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、規程第1104条第1項第3号の規定(同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。))により管理会社が確約した書面

(3)の2～(5) (略)

2 規程第1103条第2項第2号に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 当取引所所定の「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類

a～c (略)

d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場ETN信託受益証券又は上場ETFに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。

(2) 内国ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあつては、新規上場申請銘柄(外国ETF信託受益証券にあつては、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国ETF)の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を記載した書類

(2)の2 (略)

(2)の3 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、当取引所の市場における当該内国ETF及び当該内国商品現物型ETFの円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面

(3) 内国ETF、外国ETF(外国投資証券に該当するものを除く。)、外国ETF信託受益証券(外国投資証券に該当する外国ETFを受託有価証券とするものを除く。)、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、規程第1104条第1項第3号の規定(同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。))により管理会社が確約した書面

(3)の2～(5) (略)

(新設)

等に関する報告書」

(2) 規程第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用する旨を管理会社が確約した書面

(3) ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書

(4) 前項第2号の2から第3号まで及び第4号の規定は、新規上場申請銘柄が内国アクティブ運用型ETFである場合について準用する。この場合において、前項第3号中「規程第1104条第1項第3号の規定（同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。）」とあるのは「規程第1104条の2第6号の規定」と読み替えるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1105条 規程第1103条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第1103条第1項第4号に掲げる書類（同条第2項第4号により準用する場合を含む。）

(2) (略)

(3) 新規上場申請銘柄が内国アクティブ運用型ETFである場合にあつては、第1103条第2項第1号に掲げる内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

(指標連動型ETFの上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

(内国アクティブ運用型ETFの上場審査基準の取扱い)

第1106条の2 規程第1104条の2第2号eの(b)に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資目的を問わない投資信託等として施行規則で定めるものとは、次の各号に掲げる投資信託等をいう。

(1) 投資者の資金を主として規程第1201条第12号に掲げる不動産等又は同条第1号の3に掲げるインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とする投資信託等

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1105条 規程第1103条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第1103条第4号に掲げる書類

(2) (略)

(新設)

(上場審査基準の取扱い)

第1106条 (略)

(新設)

であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(2) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（レバレッジ型・インバース型指標（他の指標の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。）を除く。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(3) 前2号に掲げるものに類する投資信託等であって、その受益証券等が外国金融商品取引所等に上場しているもの

2 規程第1104条の2第2号hの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、前条第1項各号に掲げる場合をいう。

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示の取扱い)

第1109条 (略)

2～6 (略)

(削る)

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示の取扱い)

第1109条の2 第402条の2第1項の規定は、規程第1107条の2第2項の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

2 規程第1107条の2第2項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1107条の2第2項第1号aが準用する規程第1107条第2項第1号aの(c)に掲げる事項

投資信託約款又はこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

b 本店所在地の変更

c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第1109条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1107条の2第1項第2号及び第3号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(新設)

(2) 規程第1107条の2第2項第1号aが準用する規程第1107条第2項第1号aの(1)に掲げる事項

当該管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) 規程第1107条の2第2項第1号aが準用する規程第1107条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

投資信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

3 前条第4項から第6項までの規定は、上場内国アクティブ運用型ETFが規程第1107条の2第2項第6号の規定により、規程第1107条第2項第1号eの2の(c)、(g)又は(f)に掲げる事項に該当する場合について準用する。

4 規程第1107条の2第2項第10号に規定する純資産総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第1107条の2第2項第10号に規定する純資産総額は、投資信託約款又はこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(2) 規程第1107条の2第2項第10号に規定する純資産総額の年間平均(以下この項において「年間平均純資産総額」という。)は、前年4月1日から3月末日までの1年間における日々(休業日を除外する。以下、第1110条の2第4項、第1113条の2第5項及び第1115条第1項第16号において同じ。)の純資産総額の単純平均をいう。

(3) 年間平均純資産総額が10億円未満となるかどうかは、3月末日を基準日として判定するものとする。

(4) 規程第1107条の2第2項第10号の規定は、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用しない。

5 規程第1107条の2第4項に規定する施行規則で定める事項とは、上場内国アクティブ運用型ETFの運用方針の概要、投資リスク、これらを踏まえた想定投資者属性又はポートフォリオ情報の提供方法に変更が生じた場合をいう。

(上場指標連動型 E T F に関する情報の提供の取扱い)

第 1 1 0 9 条の 3 規程第 1 1 0 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(新設)

(上場内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の提供の取扱い)

第 1 1 0 9 条の 4 規程第 1 1 0 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款又はこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(新設)

2 規程第 1 1 0 7 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 上場内国アクティブ運用型 E T F に関する次の a から d までに掲げる事項

- a 銘柄コード
- b 名称
- c 保有する現金の量
- d 受益権口数

(2) 上場内国アクティブ運用型 E T F の組入資産に関する次の a から c までに掲げる事項

- a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨の内容を特定できる情報
- b 前 a により特定された各組入資産の数量又は金額
- c 前 a により特定された各組入資産の単価

3 上場内国アクティブ運用型 E T F の組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、前項第 2 号に掲げる事項は、当該投資信託等が投資する有価証券、デリバティブ取引に係る権利若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとする。ただし、当該投資信託等が、次の各号に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等ごとに記載すれば足りるものとする。

(1) 投資者の資金を主として規程第 1 2 0 1 条第 1 2 号に掲げる不動産等又は同条第 1 号の 3 に掲げるインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とする投資信託等

であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(2) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等又はポートフォリオ情報を日々継続的に投資者に提供する投資信託等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの

(3) 前2号に掲げるものに類する投資信託等であって、その受益証券等が外国金融商品取引所等に上場しているもの

(上場指標連動型ETFに関する書類の提出等の取扱い)

第1110条 上場指標連動型ETFに関する規程第1108条第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。

2 上場指標連動型ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場指標連動型ETFに係る管理会社は、第1号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号及び第4号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 規程第1107条第2項第1号aの(c)の3に掲げる事項

指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに定めるところにより行うものとする。ただし、当該算出主体が上場ETN信託受益証券又は上場指標連動型ETFに係る指標の算出主体である場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a～d (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1110条 規程第1108条第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。

2 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号aに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号及び第4号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 規程第1107条第2項第1号aの(c)の3に掲げる事項

指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに定めるところにより行うものとする。ただし、当該算出主体が上場ETN信託受益証券又は上場ETFに係る指標の算出主体である場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a～d (略)

(3) 代表者の異動その他の上場指標連動型 E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

(4) (略)

3 上場指標連動型 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1107 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場指標連動型 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 1 号 a に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。)並びに第 2 号、第 3 号 b 及び第 6 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(3) の 2 規程第 1107 条第 2 項第 2 号 a の (e) の 3 に掲げる事項

指標の算出主体が当取引所でない場合には、次の a から d までに定めるところにより行うものとする。ただし、当該算出主体が上場 E T N 信託受益証券又は上場指標連動型 E T F に係る指標の算出主体である場合には、d に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ~ d (略)

(4) (略)

(5) 代表者の異動その他の上場指標連動型 E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

(6) (略)

4 上場指標連動型 E T F (内国商品現物型 E T F に限る。)に係る管理会社は、規程第 1107 条第 2 項第 1 号 b の (g) の 4 に掲げる事実が発生した場合には、当取引所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。

(3) 代表者の異動その他の上場 E T F に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

(4) (略)

3 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 1107 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 1 号 a に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。)並びに第 2 号、第 3 号 b 及び第 6 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(3) の 2 規程第 1107 条第 2 項第 2 号 a の (e) の 3 に掲げる事項

指標の算出主体が当取引所でない場合には、次の a から d までに定めるところにより行うものとする。ただし、当該算出主体が上場 E T N 信託受益証券又は上場 E T F に係る指標の算出主体である場合には、d に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ~ d (略)

(4) (略)

(5) 代表者の異動その他の上場 E T F に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

(6) (略)

4 上場 E T F (内国商品現物型 E T F に限る。)に係る管理会社は、規程第 1107 条第 2 項第 1 号 b の (g) の 4 に掲げる事実が発生した場合には、当取引所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。

5 上場指標連動型 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第 1 1 0 7 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (1) の 3 (略)

(2) 上場指標連動型 E T F に係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日 (当該収益分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。) の 2 日前 (休業日を除外する。) の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日)

(3) 1 2 月末日以前 1 年間における毎月末日の上場指標連動型 E T F の一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

6 上場指標連動型 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第 1 1 0 7 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場指標連動型 E T F に係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

営業期間又は計算期間の末日 (当該分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として営業期間又は計算期間の末日と異

5 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第 1 1 0 7 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (1) の 3 (略)

(2) 上場 E T F に係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日 (当該収益分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として計算期間の末日と異なる日を定める外国 E T F 及び外国 E T F 信託受益証券にあっては、当該異なる日。以下この号において同じ。) の 2 日前 (休業日を除外する。) の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日)

(3) 1 2 月末日以前 1 年間における毎月末日の上場 E T F の一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

6 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第 1 1 0 7 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場 E T F に係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面

営業期間又は計算期間の末日 (当該分配金又は当該給付金を受ける者を確定するための期日として営業期間又は計算期間の末日と異

なる日を定める外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあつては、当該異なる日。以下この号において同じ。)の2日前(休業日を除外する。)の日(営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(4) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

(上場内国アクティブ運用型ETFに関する書類の提出等の取扱い)

第1110条の2 上場内国アクティブ運用型ETFに関する規程第1108条の2第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。

2 前条第2項の規定(同項第2号の2の規定を除く。)は、上場内国アクティブ運用型ETFに関する書類の提出等に準用する。

3 前条第5項の規定(同項第1号、第1号の2及び第3号の規定を除く。)は、上場内国アクティブ運用型ETFに関する書類の提出等に準用する。

4 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、次の各号に定めるところに従い、当取引所に上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額に関する書類の提出を行うものとする(当該上場内国アクティブ運用型ETFが3月末日時点において上場後5年未満である場合を除く。)

(1) 前年4月1日から3月末日までの1年間における日々の純資産総額を記載した書面
当該純資産総額を把握後直ちに

(2) 前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々の純資産総額を記載した書面(規程第1112条の2第3号fの規定に係る審査において、当該上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、直近の基準日において10億円未満となった場合に限る。)

当該純資産総額を把握後直ちに

なる日を定める外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあつては、当該異なる日。以下この号において同じ。)の2日前(休業日を除外する。)の日(営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(4) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

(新設)

5 前項に規定する純資産総額は、投資信託約款又はこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(上場指標連動型ETFの上場廃止基準の取扱い)

第1113条 上場指標連動型ETFに係る管理会社が規程第1112条第1項第1号aからdまで、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当する場合において、上場指標連動型ETFに係る管理会社から同条第1項第1号ただし書、同条第2項第1号ただし書又は同条第3項第4号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第4号に該当するものとして取り扱う。

2 上場指標連動型ETFに係る信託受託者が規程第1112条第1項第2号本文に該当する場合（同条第2項第2号による場合を含む。）において、上場指標連動型ETFに係る管理会社から同条第1項第2号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号又は同条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

3～5 (略)

6 規程第1112条第1項第3号aからbの2までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条第3項第5号bに該当することとなる投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更を行う場合において、上場指標連動型ETFに係る管理会社又は外国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号、同条第2項第3号又は同条第3項第5号に該当するものとして取り扱う。

7・8 (略)

9 規程第1112条第1項第3号cの(a)の規定の適用については、上場指標連動型ETFに係る管理会社から適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについて決定した旨の報告を書面で受けたときは、同(a)に該当するものとして取り扱う。

10 規程第1112条第1項第3号cの(b)の規定の適用については、上場指標連動型ET

(上場廃止基準の取扱い)

第1113条 上場ETFに係る管理会社が規程第1112条第1項第1号aからdまで、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当する場合において、上場ETFに係る管理会社から同条第1項第1号ただし書、同条第2項第1号ただし書又は同条第3項第4号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第4号に該当するものとして取り扱う。

2 上場ETFに係る信託受託者が規程第1112条第1項第2号本文に該当する場合（同条第2項第2号による場合を含む。）において、上場ETFに係る管理会社から同条第1項第2号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号又は同条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

3～5 (略)

6 規程第1112条第1項第3号aからbの2までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条第3項第5号bに該当することとなる投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更を行う場合において、上場ETFに係る管理会社又は外国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号、同条第2項第3号又は同条第3項第5号に該当するものとして取り扱う。

7・8 (略)

9 規程第1112条第1項第3号cの(a)の規定の適用については、上場ETFに係る管理会社から適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについて決定した旨の報告を書面で受けたときは、同(a)に該当するものとして取り扱う。

10 規程第1112条第1項第3号cの(b)の規定の適用については、上場ETFに係る管

Fに係る管理会社から指定参加者に適格機関投資家以外の者が含まれることとなった日から1か月を経過する日までに適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなった旨の書面による報告がなかったときは、同(b)に該当するものとして取り扱う。

1.1 規程第1.1.1.2条第1項第3号dの規定の適用については、上場指標連動型ETFに係る管理会社から指定参加者が2社未満となった日から6か月を経過する日までに指定参加者が2社以上となった旨の書面による報告がなかったときは、同dに該当するものとして取り扱う。

1.2 規程第1.1.1.2条第1項第3号e(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1.1.1.2条第1項第3号eに規定する上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

A 上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の前月比と特定の指標の前月比の共分散

B 上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の前月比の標準偏差

C 特定の指標の前月比の標準偏差

(1)の2 (略)

(2) 第1号に規定する上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の前月比は、最近60か月(「最近」の計算は直前の基準日(前号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。))を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間)の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額

理会社から指定参加者に適格機関投資家以外の者が含まれることとなった日から1か月を経過する日までに適格機関投資家以外の者が指定参加者でなくなった旨の書面による報告がなかったときは、同(b)に該当するものとして取り扱う。

1.1 規程第1.1.1.2条第1項第3号dの規定の適用については、上場ETFに係る管理会社から指定参加者が2社未満となった日から6か月を経過する日までに指定参加者が2社以上となった旨の書面による報告がなかったときは、同dに該当するものとして取り扱う。

1.2 規程第1.1.1.2条第1項第3号e(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1.1.1.2条第1項第3号eに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

A 上場ETF一口あたりの純資産額の前月比と特定の指標の前月比の共分散

B 上場ETF一口あたりの純資産額の前月比の標準偏差

C 特定の指標の前月比の標準偏差

(1)の2 (略)

(2) 第1号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、最近60か月(「最近」の計算は直前の基準日(前号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。))を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあつては当該計算期間)の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

(3) 前号に規定する当月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額及び前月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額については、第1号に規定する相関係数が0.9未満となるおそれがある場合には、収益分配金、分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場指標連動型ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人）が上場指標連動型ETFに係る受益権又は投資口の併合又は分割を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(5) 第1号に規定する特定の指標の前月比は、最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日（第2号に規定する当月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、当月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

G 前月末日（第2号に規定する前月末日における上場指標連動型ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、前月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

(6) ~ (8) (略)

(9) 第2号及び第5号（前2号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する計算期間は、上場指標連動型ETFに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場指標連動型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により

(3) 前号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額及び前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額については、第1号に規定する相関係数が0.9未満となるおそれがある場合には、収益分配金、分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場ETFに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人）が上場ETFに係る受益権又は投資口の併合又は分割を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(5) 第1号に規定する特定の指標の前月比は、最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日（第2号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、当月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

G 前月末日（第2号に規定する前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、前月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

(6) ~ (8) (略)

(9) 第2号及び第5号（前2号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する計算期間は、上場ETFに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難とな

資産の運用が困難となったと当取引所が認めた月を除き、さかのぼるものとする。

(10) (略)

13 (略)

14 規程第1112条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に規定する上場指標連動型ETFに係る投資信託契約(外国ETF、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETFにあつては上場指標連動型ETFに係る信託契約、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る信託契約。以下この項において同じ。)の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場指標連動型ETFに係る管理会社から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号(同条第2項第3号aによる場合にあつては、同号)に該当するものとして取り扱う。

15 規程第1112条第3項第1号及び第3号の規定の適用については、上場指標連動型ETFに係る外国投資法人から解散又は終了の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けたときは、同項第1号又は第3号に該当するものとして取り扱う。

16 (略)

(上場内国アクティブ運用型ETFの上場廃止基準の取扱い)

第1113条の2 上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が規程第1112条の2第2号本文に該当する場合において、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

2 規程第1112条の2第3号a又はbに該当することとなる投資信託約款又はこれに類する書類の変更を行う場合においては、前条第6項の規定を準用する。この場合において、同項中「上場指標連動型ETFに係る管理会社又は外国投資法人から当該投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社から当該投資信

つたと当取引所が認めた月を除き、さかのぼるものとする。

(10) (略)

13 (略)

14 規程第1112条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に規定する上場ETFに係る投資信託契約(外国ETF、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETFにあつては上場ETFに係る信託契約、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る信託契約。以下この項において同じ。)の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場ETFに係る管理会社から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、同条第1項第3号(同条第2項第3号aによる場合にあつては、同号)に該当するものとして取り扱う。

15 規程第1112条第3項第1号及び第3号の規定の適用については、上場ETFに係る外国投資法人から解散又は終了の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けたときは、同項第1号又は第3号に該当するものとして取り扱う。

16 (略)

(新設)

託約款又はこれに類する書類」と、「同条第1項第3号、同条第2項第3号又は同条第3項第5号」とあるのは「第1112条の2第3号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 前条第7項及び第8項の規定は、上場内国アクティブ運用型ETFに対する規程第1112条の2第3号cの規定による規程第1112条第1項第3号bの6の規定の適用について準用する。

4 前条第9項から第11項までの規定は、上場内国アクティブ運用型ETFに対する規程第1112条の2第3号d又はeの規定による規程第1112条第1項第3号c又はdの規定の適用について準用する。この場合において、前条第9項から第11項までの規定中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と読み替えるものとする。

5 規程第1112条の2第3号fに規定する純資産総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第1112条の2第3号fに規定する純資産総額は、投資信託約款又はこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(2) 規程第1112条の2第3号fに規定する純資産総額の年間平均（以下この項及び第1115条において「年間平均純資産総額」という。）は、前年4月1日から3月末日までの1年間における日々の純資産総額の単純平均をいう。

(3) 年間平均純資産総額が10億円未満となるかどうかの審査は、3月末日を基準日として毎年行うものとする。

(4) 年間平均純資産総額が1年以内に10億円以上とならないときは、年間平均純資産総額が10億円未満となった審査における基準日の次の基準日において行う審査において年間平均純資産総額が10億円以上とならないときをいう。

(5) 規程第1112条の2第3号fの規定は、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用しない。

6 前条第13項の規定は、上場内国アクティブ運用型ETFに対する規程第1112条の2第3号gの規定による規程第1112条第1項第3号hの規定の適用について準用する。

7 前条第14項の規定は、上場内国アクティブ運用型ETFに対する規程第1112条の2第

3号gの規定による規程第1112条第1項第3号iの規定の適用について準用する。この場合において、前条第14項中「上場指標連動型ETF」とあるのは「上場内国アクティブ運用型ETF」と、「投資信託契約（外国ETF、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF）にあっては上場指標連動型ETFに係る信託契約、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る信託契約。以下この項において同じ。」とあるのは「投資信託契約」と、「同条第1項第3号（同条第2項第3号aによる場合にあっては、同号）」とあるのは「規程第1112条の2第3号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（上場廃止日の取扱い）

第1114条 規程第1114条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場ETFの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 規程第1112条第1項第3号i（同条第2項第3号a又は規程第1112条の2第3号gによる場合を含む。）に該当する上場ETF（第1号の3に掲げる上場ETFを除く。）

投資信託契約又は信託契約が終了となる日の前日（休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前（休業日を除外する。）の日）。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（1）の2 （略）

（1）の3 信託の併合により規程第1112条第1項第3号i（同条第2項第3号a又は規程第1112条の2第3号gによる場合を含む。）、規程第1112条第2項第3号e又は同条第3項第5号eに該当する上場ETF

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

（1）の4～（2） （略）

（3） 規程第1112条第1項第3号k（規程第1112条の2第3号gによる場合を含む。）、規程第1112条第2項第3号f又は同条第3項第5号fに該当することとなつ

（上場廃止日の取扱い）

第1114条 規程第1114条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場ETFの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 規程第1112条第1項第3号i（同条第2項第3号aによる場合を含む。）に該当する上場ETF（第1号の3に掲げる上場ETFを除く。）

投資信託契約又は信託契約が終了となる日の前日（休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前（休業日を除外する。）の日）。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（1）の2 （略）

（1）の3 信託の併合により規程第1112条第1項第3号i（同条第2項第3号aによる場合を含む。）、同条第2項第3号e又は同条第3項第5号eに該当する上場ETF

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

（1）の4～（2） （略）

（3） 規程第1112条第1項第3号k、同条第2項第3号f又は同条第3項第5号fに該当することとなった上場ETF（前号に該当するものを除く。）

た上場ETF（前号に該当するものを除く。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(3)の2～(4) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1115条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ETFを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第9号の5又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第1112条第1項第1号本文、第2号本文（同条第2項第2号による場合を含む。）、第2号の2本文若しくは第2号の3本文、同条第2項第1号本文若しくは同条第3項第4号本文又は規程第1112条の2第1号若しくは第2号本文のいずれかに該当した場合

(2) 上場ETFに係る管理会社が規程第1112条第1項第3号aからbの2まで又は規程第1112条の2第3号a又はbのいずれかに該当することとなる投資信託約款又は信託約款の変更に関する決定を行った場合

(2)の2～(3)の3 (略)

(3)の4 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(a)に規定する猶予期間の最終日までに同(a)前段に該当しなくなったことが確認できない場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2並びに規程第1112条の2第3号cによる場合を含む。）

(3)の5 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2並びに規程第1112条の2第3号cによる場合を含む。）

(4) 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号cの(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（規程第1112条の2第3号dによる場合を含む。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(3)の2～(4) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1115条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ETFを規程第1115条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第9号の5又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第1112条第1項第1号本文、第2号本文（同条第2項第2号による場合を含む。）、第2号の2本文若しくは第2号の3本文、同条第2項第1号本文又は同条第3項第4号本文のいずれかに該当した場合

(2) 上場ETFに係る管理会社が規程第1112条第1項第3号aからbの2までのいずれかに該当することとなる投資信託約款又は信託約款の変更に関する決定を行った場

(2)の2～(3)の3 (略)

(3)の4 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(a)に規定する猶予期間の最終日までに同(a)前段に該当しなくなったことが確認できない場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。）

(3)の5 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号bの6の(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。）

(4) 上場ETFの銘柄が規程第1112条第1項第3号cの(b)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(5) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合 (規程第1 1 1 2条の2第3号eによる場合を含む。)

(6) ・ (7) (略)

(8) 上場E T Fに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人)が、規程第1 1 1 2条第1項第3号gの(a)前段若しくは同号gの(b)前段に該当する場合(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号a並びに規程第1 1 1 2条の2第3号gによる場合を含む。)又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(9) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号h(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号a並びに規程第1 1 1 2条の2第3号gによる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(9)の2 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号i(同条第2項第3号a及び規程第1 1 1 2条の2第3号gによる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(9)の3～(9)の5 (略)

(10) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号j (規程第1 1 1 2条の2第3号gによる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11)～(13) (略)

(14) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号k (規程第1 1 1 2条の2第3号gによる場合を含む。)、規程第1 1 1 2条第2項第3号f又は同条第3項第5号f(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(15) (略)

(16) 上場E T Fの銘柄の年間平均純資産総額が、規程第1 1 1 2条の2第3号f及び第1 1 1 3条の2第5項の規定に従い、10億円未満となった審査における基準日の次の基準日の1か月前において、前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々の純資産総額の単純平均が10億円以上とならないと当取引所が認める場合その他上場E T

(5) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(6) ・ (7) (略)

(8) 上場E T Fに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券にあっては、外国投資法人)が、規程第1 1 1 2条第1項第3号gの(a)前段若しくは同号gの(b)前段に該当する場合(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。)又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(9) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号h(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(9)の2 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号i(同条第2項第3号aによる場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(9)の3～(9)の5 (略)

(10) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号jに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11)～(13) (略)

(14) 上場E T Fの銘柄が規程第1 1 1 2条第1項第3号k、同条第2項第3号f又は同条第3項第5号f(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(15) (略)

(新設)

Fの銘柄が規程第1112条の2第3号fに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(17) 上場ETFの銘柄が規程第1112条の2第3号hに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第3号の5及び第8号から第17号までのいずれかに該当する場合

当取引所が必要と認めた日

(4)～(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1116条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETFを整理銘柄に指定することができる。

(1)～(2)の2 (略)

(2)の3 規程第1112条の2各号のいずれかに該当する場合

(3) (略)

付 則

この改正規定は、令和5年6月30日から施行する。

(新設)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第3号の5及び第8号から第15号までのいずれかに該当する場合

当取引所が必要と認めた日

(4)～(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1116条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1116条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETFを整理銘柄に指定することができる。

(1)～(2)の2 (略)

(新設)

(3) (略)

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>X II ETFの新規上場申請に係る審査</p> <p>(ETFの新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>1. 規程第1104条第1項第2号d及びdの4並びに規程第1104条の2第2号g、第4号及び第5号に定める事項についての審査は、このX IIに定めるところにより行う(規程第945条第1項第3号bの規定による場合を除く。)</p> <p>(信用リスク)</p> <p>10. 規程第1104条第1項第2号dの4及び規程第1104条の2第2号gに定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(開示の適正性)</p> <p>11. 規程第1104条の2第4号に定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) <u>新規上場申請書類のうち内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が適切に記載されていること。</u></p> <p>(2) <u>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、投資信託財産等の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。</u></p> <p>(投資信託財産等の運用等の健全性)</p> <p>12. 規程第1104条の2第5号に定める事項についての審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) <u>新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の受益者の利益を害することがないよう、適切な体制を整備していること。</u></p>	<p>X II ETFの新規上場申請に係る審査</p> <p>(ETFの新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>1. 規程第1104条第1項第2号d及びdの4に定める事項についての審査は、このX IIに定めるところにより行う(規程第945条第1項第3号bの規定による場合を除く。)</p> <p>(信用リスク)</p> <p>10. 規程第1104条第1項第2号dの4に定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(2) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

(3) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社に対する審査)

13. 規程第1104条の2第4号及び第5号に定める事項についての審査は、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、最近3年間（「最近」の計算は、当該新規上場申請銘柄の上場申請日を起算日としてさかのぼる。）に、他の内国アクティブ運用型ETFの上場承認を受けている場合において、当取引所が、今回の新規上場申請に係る提出書類等の内容を確認し、前回の上場申請時以降、当該管理会社の運用体制の状況等に大きな変化が見られないと認めるときには、前回の上場申請と異なる点を中心に審査を行うことができるものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、令和5年6月30日から施行する。